

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）による地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等の改正に伴い、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）等について必要な改正を行う。

2 改正の概要

地方自治法施行規則中、条例の制定改廃の報告及び地方開発事業団に係る規定を削除し、また、直接請求関係の規定の整理を行う。

また、併せて地方税法施行規則等の総務省令中、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団に係る規定を削除・整理する。

3 施行日

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日
（平成 23 年 8 月 1 日）